

省エネ改修住宅固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

(あて先) 亀山市長

所有者(納税義務者)

住所

氏名・名称

印

※自署の場合は、押印不要です。
※法人の場合は、押印してください。

電話番号

個人番号

又は法人番号

亀山市税条例附則第18条第8項の規定により下記のとおり申告いたします。

家屋の表示						
所在地	亀山市					
家屋番号	番	種類		床面積	一棟 m ²	居住部分 m ²
建築完了日	年 月 日 (平成20年1月1日以前に完成した住宅が対象)		登記年月日	年 月 日		
改修完了日	年 月 日		補助金の額			
改修工事に 要した費用	円 (50万円以上かかったものが対象)		円			
3か月以内に 本申請を 提出できな かった場合 の理由	※工事完了日から3か月以内に申請書を提出できなかった場合のみ記入					
本申告書記載の内容を審査するに当たり、亀山市において納税義務者の現住所を確認することに 同意します ・ 同意しません ※該当するものを○で囲んでください。同意されない場合、納税義務者の住民票の写しを提出してください。						

この申告書は、亀山市税条例附則第18条第8項の規定により、地方税法附則第15条の9第9項又は第10項の規定の適用を受けようとする者が、同法同条第11項の規定により、改修が完了した日から3か月以内に、提出することになっています。

※確認書類及び添付書類については、裏面に記載してありますのでご確認ください。

【本人確認書類】（法人の場合は不要）

個人番号が分かる書類（通知カード等）と身元を確認できる書類（運転免許証等）

【添付書類】

① 熱損失防止改修工事証明書

改修後の部位が、現行の省エネ基準に適合しているかを確認する書類です。

※建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関等から発行されます。

② 補助金等交付決定通知書等の写し

③ 納税義務者の住民票の写し

亀山市において住所確認することに同意していただく場合は、添付は不要です。